

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 一八五
- 岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市整備課) 一八七
- 内水面漁場管理委員会告示
- 水産動物の採捕の禁止の指示 (内水面漁場管理委員会) 一八七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

## 告 示

岐阜県告示第百八十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬川上字セギノ 上二一一番地先から 同 市同 字同 一一二番地先まで	九・四 二・〇	一〇・八 〇・〇	九・〇	

岐阜県告示第百八十八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路

平成二十八年三月二十二日

第二千七百三十三号  
平成二十八年三月二十二日

(火曜日)

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
恵那線 八百津線		同 市同 町字同		同 一四三番七六地先まで		別前後		ル(メートル)		ル(メートル)			
恵那市飯地町字烏帽子岩		同 一四三番一地从先から				後		五・八 一〇・二		六・四			
同 市同 町字同		同 一四三番七六地先まで				前		六・六 一三・五		六・四			

岐阜県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
下呂山線		同 市同 町字同		同 五番一地从先まで		別前後		ル(メートル)		ル(メートル)			
下呂市馬瀬下山字横平山		同 市同 町字同		同 五番一地从先まで		後		一八・六 二四・五		一九・八			
六番三地从先から		同 市同 町字同				前		二〇・七 二五・二		一九・八			

岐阜県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
下呂山線		同 市同 町字同		同 二〇八番三地从先まで		別前後		ル(メートル)		ル(メートル)			
下呂市馬瀬西村字片平山		同 市同 町字同		同 二〇八番三地从先まで		後		一六・四 四・四		一四・五			
一・二七三番一地从先から		同 市同 町字同				前		一六・四 三・四		一四・五			

岐阜県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
下呂山線		同 市同 町字同		同 五番一地从先まで		別前後		ル(メートル)		ル(メートル)			
下呂市馬瀬西村字片平山		同 市同 町字同		同 五番一地从先まで		後		一六・四 四・四		一四・五			
一・二七三番一地从先から		同 市同 町字同				前		一六・四 三・四		一四・五			

県道	
赤坂線	
不破郡垂井町府中字釜土 二五八五番二地先地内	
後	前
二〇・七 三・〇	二〇・四 一〇・五
九六〇	九六〇

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岐阜県道 関ヶ原線								
後	前							
二二・四 三・四	二二・四 三・七							
一六九〇	一六九〇							

岐阜県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
平成二十一年岐阜県告示第四百六十二号 岐阜都市計画道路事業 三・四・八十六号 西部縦貫道線
- 三 事業施行期間  
平成二十一年七月十七日から  
同 三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

### 内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示したので告示する。

平成二十八年三月二十二日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

- 一 指示の内容  
揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、平成二十八年四月一日から二及び三のとおりに水産動物の採捕を禁止する。ただし、調査研究の目的又は増殖を図る目的で、当委員会が特に認めるものについては、この限りでない。
- 二 採捕禁止区域  
揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川

三 採捕禁止魚種  
全魚種

平成二十八年三月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社